

## 答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令7-2〕

### 第1 当審査会の結論

5 諮問のあった下記の表現活動（以下「本件表現活動」という。）は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

### 記

10

令和7年11月に、インターネット上の投稿サイト「X」(<https://x.com/>。以下「本件サイト」という。)にポストを投稿し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為

### 15 第2 結論に至った理由

#### 1 調査審議の対象とする本件表現活動について

本件表現活動の内容は、随時、追加や削除による変更が可能であることから、本件表現活動の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件表現活動の内容について、  
20 当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に係る申出人（以下、「申出人」という。）からの申出を受けて令和8年1月8日に大阪市長の補助組織である大阪市民政局において確認した令和7年11月に投稿された本件表現活動の内容を  
25 調査審議の対象とすることとした。

#### 2 本件表現活動に係る関係人からの意見等

##### (1) 申出人

申出人の意見は、条例第9条第2項に基づき提出された令和8年3月  
30 13日付けの意見書（同月18日に受領）によれば、概ね次のとおりと理解できる。

・本件表現活動の内容は、日本国の代表者及び代表者を敬愛する申出人を含む国民の心を著しく傷つけ、同時に、本件表現活動を行った者の出身国の欺瞞性を感じざるを得ない状態に陥らせるものである。

##### 35 (2) 本件表現活動を行った者

条例第9条第2項では、表現活動を行った者について書面により意見

を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行った者が、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、  
5 弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動については、下記4に記載のとおり、ヘイトスピーチに該当しないため、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、本件表現活動を行った者  
10 (以下「本件表現活動者」という。)については、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、本件表現活動者に対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強  
15 いるとともに、仮に本件表現活動者が応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、本件表現活動者については、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。  
20

### 3 本件表現活動の条例第5条第1項第1号該当性について

本件表現活動は、本件サイトにポストを投稿する行為であって、本件サイトに接続ができれば世界中のどこからでも投稿が可能なるものであるところ、  
25 本件サイトへの本件表現活動の投稿は、本件表現活動者が大阪総領事であることから大阪市内で行われた可能性が高いとはいえ、大阪市内で行われたことを認定するに足る根拠はなく、大阪市内で行われたものかどうか明らかでない。本件表現活動については、仮に第5条第1項第1号に該当することとしても、下記4のとおりヘイトスピーチに該当しないと考えられることから、これが行われた場所を特定するための調査は行わず、第5条第1項  
30 第1号該当性については判断を保留することとした。

### 4 本件表現活動のヘイトスピーチ該当性について

#### (1) 特定人等に関する表現活動であることの必要性について

条例の制定経緯、文理、趣旨及び条例第2条第1項各号の規定によれば、  
35 表現活動がヘイトスピーチに該当するためには、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団(以下「特

定人等」という。)に関する表現活動であることが要件(以下この要件を「人種・民族性の要件」という。)となっている。これは、表現活動が、特定人等の人種又は民族の属性を理由として、社会からの排除、権利若しくは自由の制限又は明らかに憎悪若しくは差別の意識若しくは暴力をあおることのいずれかを目的として行われるものであること(同項第1号参照)、及び、相当程度の侮蔑若しくは誹謗中傷をするもの又は脅威を感じさせるもののいずれかに該当するものであること(同項第2号参照)が、当該表現活動において社会通念上認められることを要件としていると解される。よって、以下、本件表現活動が当該要件を満たしているかについて検討する。

(2) 本件表現活動について

本件表現活動は、内閣総理大臣による外交関係にかかる国会答弁について、勝手に関わってきた者として、その命を奪うかのような投稿を本件サイトに行ったものである。

この表現内容は、内閣総理大臣に対する高度の不满を表明する目的で投稿したものであると認められる。しかし、その不满の表明については、外交関係、対外政策上の内閣総理大臣の発言に対する非難または、日本という国家による自国への対応に対する非難であると考えられ、本件表現活動が、日本人の人種又は民族の属性までも問題にしているとは、社会通念上認められない。

以上から、本件表現活動は、人種・民族性の要件を満たしておらず、条例に規定する特定人等に関する表現活動とは認められないため、条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する表現活動には該当しない。

(3) 小括

したがって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動は、ヘイトスピーチには該当しない。

5 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和7年度 令7-2

年 月 日	経 過
令和 8年 1月 30日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 8年 1月 30日	調査審議（論点整理）
令和 8年 2月 24日	調査審議（論点整理）
令和 8年 3月 16日	調査審議（論点整理）
令和 8年 3月 18日	申出人から意見書の提出
令和 8年 4月 30日	調査審議（答申案）
令和 8年 6月 15日	調査審議（答申案）
令和 8年 6月 22日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）